

新たに就業する会員に 「就業条件明示書」を交付します

請負・委任の形態で就業するシルバー会員は、形式的に個人事業者（フリーランス）であり、会員に業務を委託するシルバー人材センターは、フリーランス法上の「特定業務委託事業者」に当たります。

新たに制定された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆるフリーランス法）では、就業条件を明示することが法律上の義務となります。

つきましては、就業前に就業条件明示書を交付しますので、サインまたは押印をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

「就業条件明示書」に記載する項目は、以下のとおりです。

1. 発注者（SC）及び受託者（会員）の氏名又は名称
2. 業務委託した日（就業条件を示した日）
3. 就業内容
4. 就業日または就業期間
5. 就業場所
6. 報酬（配分金）の額及び支払期日

（事務局）